

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を平成30年4月1日から次のように改めます。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

第1項中「株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行京都支店」を「株式会社三菱UFJ銀行京都支店」に改めます。

第2項第3号中「株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行（京都支店を除く。）」を「株式会社三菱UFJ銀行（京都支店を除く。）」に改めます。

第2項第16号中「三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社」を「三菱UFJ信託銀行株式会社」に改めます。

(交通局企画総務部財務課)